

警報発令に伴う貸館停止の基準は以下の通りです。

貸館停止の判断基準

利用区分	判断基準時刻	貸館停止の区分
午前（午前 9 時～正午）	午前 7 時現在	午前の区分を貸館停止
午後（午後 1 時～5 時）	午前 11 時現在	午後の区分を貸館停止
夜間（午後 5 時半～10 時）	午後 3 時半現在	夜間の区分を貸館停止

※各利用区分の 2 時間前に警報が発令されている場合は、原則その区分を貸館停止とします。

【事例】解除された時刻が午後 3 時の場合は、夜間の区分から利用することができます。

ご理解とご協力をお願いいたします。